宿毛市キッチンカー等導入支援事業費補助金交付要領

１．事業の目的

　　　宿毛市は、キッチンカー等による飲食店事業の起業を支援するため、キッチンカー等による飲食の移動販売等を行い、売上げを確保する取組を支援するために、導入に向けた経費に対して補助金を交付します。

　　　※キッチンカー等とは、調理加工を目的とした設備が車輛に固定されている車輛とします。

２．補助対象者

　　　以下のすべての条件に該当するものとします。

　　　　（1）宿毛市内に店舗、事業所を有する事業者｛（個人事業主を含みます。）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の規定による。)｝、または宿毛市に住所を有する者で本事業を契機としてキッチンカー等による飲食店事業を起業する者。

　　　　（2）キッチンカー等を導入後、3年以上当該事業を継続する意思があること。

　　　　（3）食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づくキッチンカー等による飲食販売に必要な許可を年度内に取得する見込みであること。

　　　　（4）法人の場合は「法人及び法人の代表者」、個人事業主の場合は「代表者」の市税の滞納がないこと。

３．補助金額

　　　補助対象経費の４分の３以内とし、上限額は75万円とする。

４．補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 説　　　　　　　明 |
| 車輛改修費 | 既存車輛について食品の調理加工、保管、販売等を行うために必要な改修を行うための費用。※車輛購入費用は除く　例）設備設置用改修費、ガス・水道・電気工事代、販売用カウン　　　ター・屋根設置費、車輛塗装費、車輛ラッピング費用など |
| 機械設備費 | 車内で食品の調理加工、保管、販売等を行うために必要な機械装置・器具備品、その他付帯する費用。　例）コンロ、シンク、冷蔵庫、給水用タンク、蓄電池など、　　　機械設備の設置に係る費用 |
| 広告宣伝費 | 販売促進を行う広告、宣伝活動に要する経費　例）販促チラシ、メニュー等の印刷、配布に要する経費、　　　立看板、のぼり等の製作費 |
| 委託費 | 外部に委託するキッチンカー等開業に必要な経費　例）車輛改修工事に係る設計費用、開業支援にかかわるコンサル　　　ティング費用 |
| その他経費 | 謝金、旅費などキッチンカー営業に際し必要と考えられる経費　例）キッチンカー開業支援にかかわる講習受講費、講習会場への　　　旅費、講師謝金など |

※経費は補助事業の目的に沿っていることが確認できるもので、かつ、請求書又は支払を証明する書類によってその金額等が確認できるものとします。

※汎用性があり、目的外での使用も可能となり得るもの（車輛自体、パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど）の購入費は対象外となります。

※消費税及び地方消費税額は補助対象外となりますので、申請書類に記載する金額は全て消費税抜きの金額としてください。

※振込手数料、本補助金の申請等に係る費用は補助対象外とします。

５．申請受付期間

令和5年4月3日（月）～令和5年12月28日（木）

　※ただし予算が無くなり次第終了します。

６．補助対象期間

　　　交付決定日から令和6年2月29日（木）まで

７．申請手続

　（1）申請受付

　　　①時　　間　　8時30分から17時15分（土･日･祝日を除く）

　　　②提 出 先　　〒788-8686　宿毛市希望ヶ丘1番地

　　　　　　　　　　　宿毛市商工観光課　商工振興係

　　　③提出方法　　持参又は郵送（受理日を申請受付日とします。）

　（2）提出書類

　　　①補助金申請書（第１号様式）

　　　②添付書類

　　　　　・登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

　　　　　　　※法人のみ。申請日３ヶ月以内に発行されたものに限る。

　　　　　・本人確認書類

　　　　　　　※個人事業主のみ。

　　　　　・所得税確定申告書又は住民税申告書の写し

　　　　　　　※申告書の作成が無い場合（設立後、決算期や申告時期を迎えていない場合など）は、営業実態が客観的に確認できる資料

　　　　　・市町村税の納税証明書

　　　　　　　※申請日３ヶ月以内に発行されたものに限る。

　　　　　・キッチンカー等営業許可に係る申請書の写し

　　　　　　　※受付印があるもの

　　　　　・事業内容と金額の根拠が確認できる資料（見積書、カタログ等）

　　　　　・誓約書（別紙１）

　　　　　・同意書（別紙２）

　　　　　・照会承諾書（暴力団排除）

　（3）留意点

　　　①同一事業者からの申請は１回を限度とします。

　　　②提出書類等の返却はしませんので、コピーを取るなど控えを保管してください。

　　　③内容審査や交付決定にあたって、事業内容に関する確認を行うため、又は添付書類の不足や書類の不備などの追加・修正を依頼するために連絡をさせていただく場合があります。そのため、申請書の連絡先（電話番号）は、必ず連絡がとれる番号を記載しておいてください。

　　　④申請当初は想定できなかったやむを得ない理由等により、補助範囲内で増額の申請を希望する場合は事前にご相談ください。

８．実績報告

　（1）提出期限

　　　　補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日

　（2）提出書類

　　　①実績報告書（第8号様式）

　　　②添付書類

　　　　　・事業実施に係る請求書、領収書等の写し

　　　　　・食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づくキッチンカー等の営業に係る営業許可書等

　　　　　・実施した補助事業の内容が分かる資料（写真・図面等）

　（3）留意点

　　　　補助事業完了後の補助金確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件に係る金額は補助対象外となります。

９．本件に関する問い合わせ先

　　　①提出先　〒788-8686　宿毛市希望ヶ丘1番地

　　　　　　　　　宿毛市商工観光課　商工振興係

　　　　　　　　　TEL：0880-62-1242　FAX：0880-62-1272

　　　　　　　　　E-mail　kanko@city.sukumo.lg.jp